

食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準（案）についての意見

【氏名】 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

【住所】 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目17番14号

【電話番号】 03-6344-1125

【メールアドレス】 advisor-consultant@nacs.or.jp

【意見】

条番号	項目	御意見・理由
定義 第2条2	安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報	機能性表示食品は、国の審査をせずに事業者責任で、食品の健康への効果を表示できる制度の為、成分の分析方法や、必要量などのガイドラインが重要となります。安全性を確保する各事業者の品質管理を一定化するためにも、より早いガイドラインの具体化を望みます。
定義 第2条2	健康被害の情報収集体制	消費者からの健康被害や食品衛生法違反に関する情報は保健所に速やかに報告することになっていますが、消費者安全法による情報の集約機能があることを、消費者に周知することを望みます。消費生活センターに寄せられた危害情報を有効に消費者庁が情報収集・発信する体制作りを望みます。
定義 第2条2	定義	機能性表示食品や特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品、いわゆる健康食品について、消費者は、健康に良い食品という点で、差別化できていないのが現状ではないでしょうか？機能性表示食品という名前にしても、栄養機能食品と類似しています。制度を導入する時に、国・企業・行政合同の啓蒙活動が必要だと思われます。
定義 第2条 10	事故情報の報告	機能性表示食品の定義においては「健康被害の情報収集体制」の届け出が求められていますが、収集された重大事故の情報に関しては速やかな報告を義務付けるべきです。 消費生活用製品安全法と薬事法には重大事故の報告義務が定められていますが、食品については食品衛生法に基づくガイドラインにおいて保健所等への報告が求められているのみとなっています。届け出を以って機能性の表示を許す制度であり、今回の機能性表示制度に関して、消費者庁が参考にされた米国ダイエタリー・サプリメント制度は、重篤な健康被害に関する情報を入手した場合、事業者（製

		造者、包装者、販売者)は15営業日以内にFDAに報告義務があります。わが国でも厳しい義務付けが設けられるべきです。
(横断的義務表示)第3	容器包装への表示	機能表示の内容は、国による評価を受けたものではない旨、疾病に罹っている人や未成年者、妊産婦、授乳婦に対し機能性を訴求したものでない旨を消費者が見やすい箇所に、わかりやすく表示することをガイドライン等に示していく必要があります。表示の参考例として、家庭用品品質表示法に基づく表示のようにフォーマットを作成し、製品の一箇所にまとめて表示し、表示順等も決めて、消費者が誤認をしない工夫が必要と考えます。
(横断的義務表示)第3条2	一日当たりの施主目安量	サプリメント形状の機能性表示食品で、食品の特性上過剰摂取した場合、注意喚起が必要なデータがある場合は、容器包装にも表示して、事故を少なくするようガイドラインに追記が必要と考えます。
全般について	不当表示の抑制力強化	科学的根拠情報を超えた広告・宣伝については、景品表示法の不当表示に該当するおそれがあります。景品表示法に課徴金制度を導入して、不当表示への抑止力を強化する必要があります。また、食品表示法に規定されている指示や命令を使って、違反事業者に対する取締りがしっかりなされることで新しい機能性表示制度が市場で機能していくことになると考えます。
全般について	消費者団体による監視の重要性	機能性食品表示の監視役として消費者及び消費者団体が期待できると考えます。景品表示法違反に対しては適格消費者団体に通報し、法律的に権利がないにしても開示を求めることが有効です。 消費者安全法に基づく消費生活協力団体や消費生活協力員による監視体制を整備することも消費者庁として検討していくべきと考えます。
全般について		食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)並びに検討報告書に、「今後、ガイドライン等で具体的な内容を示す予定」とされるに止まっています。これらのことを制度としてどのように担保していくのかを、できるだけ早く具体化してパブリックコメントに付すことを求めます。